

# 1. 事業対象者と移行時期について

## 1 対象者

- ①平成 28 年 3 月以降に、新規・区分変更・更新申請により要支援認定を受けた方（認定有効期間の開始年月日が平成 28 年 3 月以降の要支援者）
- ②平成 28 年 3 月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方。

<注意> 平成 28 年 3 月から市内全域で総合事業に移行していきます。②の事業対象者だけが総合事業を利用する訳ではなく、①の要支援者が総合事業を利用するケースが大多数です。

**【ポイント】** 認定有効期間の開始年月日が平成 28 年 3 月より前からの要支援者について、その認定更新等までは、従前の予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)としてサービスを提供します。

平成 28 年 3 月以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が訪問介護・通所介護を利用する場合は、サービスが総合事業に変わります。(要支援者の認定有効期間は現在、最長 1 年ですので、うるま市全体では平成 28 年 3 月から 1 年かけて移行します。)

※事業者対象者の有効期間は、24 か月とします。

### 更新の場合の総合事業への移行について(例)

